

学校設置用自動体外式除細動器（AED）賃貸借仕様書

1 業務の目的

岡山市立学校等に設置する、自動体外式除細動器（AED）を賃貸借するもの
（賃借人：甲，賃貸人：乙とする。）

2 賃貸借機器等仕様及び数量

品 名	内 容	数 量
自動体外式除細動器 （AED）一式	(1) AED本体：1台 (2) バッテリー：1個 (3) 電極パッド：成人用2組（本体1，予備1） (4) 収納用キャリングケース：1個 (5) AED用救急セット ①人工呼吸用マウスピース又はシート：1個 ②救急用ハサミ：1個 ③脱毛用テープ又は除毛用剃刀：1個 ④使い捨て手袋：1組（ニトリル等） ⑤汗等水分拭用布：1枚 (6) 取扱説明書（日本語）：1部 (7) AED設置表示ステッカー：1枚	135台

性能等

- (1) 非医療従事者向けAEDとして薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており，過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- (2) 日本版救急蘇生ガイドライン2020の市民及び非日常的に蘇生に携わる者が行う一次救命処置法に添ったプロトコルに対応する機器であること。
- (3) AEDは，本契約に係る入札の執行時点において最新の製品又は同等のもので，かつ未使用のものであること。
- (4) 出力波形は，二相性（バイフェージック）方式であること。
- (5) 電極パッドは，常にAED本体に接続された状態で保管されていること。
- (6) 使用方法の音声ガイド（日本語）機能を有すること。また，コーチング機能（胸骨圧迫及び人工呼吸の手順・方法等）を有すること。
- (7) セルフテスト機能を有すること。セルフテストはAED本体・バッテリー・電極パッドについて毎日実施され，不具合が生じた場合に音や表示で警告するものであること。

その他

契約時に賃貸借機器一覧表を提出すること。

- 3 設置場所 仕様書別紙「AED設置場所及び設置台数一覧（岡山市立学校・施設）」のとおり
- 4 契約期間 契約締結日から令和12年7月31日まで
- 5 履行準備期間 契約締結日から令和7年7月31日

6 引渡期日 令和7年7月31日

7 賃貸借期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日（60ヶ月）の長期継続契約

8 契約条件

- (1) この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年岡山市条例第78号）に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。
- (2) 甲は、乙の責めに帰する理由により、引渡期日までに物件を納入する見込みがないと明らかに認められる場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (3) 甲は、前2項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲が乙と協議して定める。

9 機器の納入

- (1) 機器は、別紙「AED設置場所及び設置台数一覧（岡山市立学校・施設）」に従い、直接納入すること。
- (2) 納入は、令和7年7月31日までに完了すること。

10 契約終了時の機器の回収

- (1) 契約終了時には、乙が各設置場所からAEDの回収を行うこと。また、その際には、甲の担当者と日程等の調整を行うこと。
- (2) 機器の回収にかかる経費は、乙が負担すること。

11 機器の保障及び経費の負担

- (1) 契約期間内に発生した故障等の欠陥については、乙がその責において無償交換または修理を行うものとする。
- (2) 機器の盗難、滅失、き損等の事故により、機器の交換または、新たな機器の設置が必要となる場合（動産総合保険でてん補された場合）は、乙は、その事故以降、その事故にかかる機器の借損料の請求は行わないものとする。また、盗難の場合は、AED本体等の返還は行わないものとする。
- (3) 乙は、定期交換や使用後の消耗品の補充、盗難、破損、故障時の代替品提供を本契約に含むものとする。また、使用期限のある電極パッド・バッテリーは、乙において納品管理し、期限が切れる前に、別紙「AED設置場所及び設置台数一覧（岡山市立学校・施設）」に従い、直接納品するものとする。
- (4) 日本版救急蘇生法ガイドラインの変更等に対応して契約期間内にAEDプロトコルやAEDに付属されている機能（音声等）の変更があった場合、乙はすみやかに対応し変更すること。これらの変更は、設置施設で行うことを基本とするが、引き取って作業を行う場合は、その期間、代替品を提供すること。なお、これらの変更に伴う経費は、乙が負担する。
- (5) 本仕様書の内容にかかる経費は、すべて賃貸料に含めるものとする。

12 番号表の提出

乙は、当該物件の特定に必要な情報（製造番号等）と、甲が指定したAED名等を関連付けた学校別の情報を賃貸借期間開始までに電子媒体で甲へ提出すること。

13 その他

- (1) 乙は、年1回程度、機器の動作確認を行い、正常に作動することを確認すること。異常があった場合は、速やかに報告すること。
- (2) 乙は、機器設置に際して、甲と協議のうえ、機器の取扱方法等の説明・講習会を行うこと。
- (3) AEDデータ解析に伴う経費（年に5回以内）は乙が負担すること。
- (4) 設置施設からの操作方法等の問合わせについては、乙が丁寧に対応すること。
- (5) 本仕様書に記載がなくても、賃貸借物件の搬入及び回収・撤去に一般的に必要な作業、消耗品等については、乙の負担において提供すること。
- (6) 契約締結後、賃貸借物件の仕様等を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更できるものとする。
- (7) 甲は毎月の賃貸借が完了したときは、完了した日から10日以内に、履行の状況を確認するための検査を行う。
- (8) 乙は検査に合格した後、甲に対し速やかに請求書を提出する。甲は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- (9) 月額賃借料については契約総額を60等分した金額とする。ただし、1円未満の端数が生じるときには、その分を最初の支払月に支払うものとする。
- (10) 履行準備期間は支払期間に含めないものとする。
- (11) その他、仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定める。